

「第 A 項 日本標準職業分類の位置付けと役割」について

1 「第 A 項 日本標準職業分類の位置付けと役割」の概要

- 第 6 回の改定案の作成に向けて整理した日本標準職業分類の位置付けと役割を整理したものである。
- 第 6 回の改定においては、この考え方を前提に見直しを行った（行う予定である）。

2 趣旨及び解説

(1) 「日本標準職業分類、～統計基準として設定するものである。」(第 1 段落)

職業分類の位置付けを統計法の趣旨を踏まえ記載したものである。

統計法では、第 2 条第 9 項において、「「統計基準」とは、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準をいう。」とされており、それを踏襲した記載としている。

(2) 「この職業分類を使用して～利用されるものと想定される。」(第 2 段落)

職業分類に対する統計ユーザー等のニーズについて、5 種の統計を想定して整理することとする。具体的には次のとおり。

① 生産活動に投入される労働力に関する統計

財・サービス需要の変化に伴い必要となる労働力の変化を予測するなど、生産活動と職業との関係を把握するための調査が想定される。

例えば、産業連関表の付帯表である雇用マトリックス（生産活動部門別職業別雇用者数表）では、産業連関表及び国勢統計を用いて生産活動部門別の有給役員及び雇用者数について職業別に示すことで、雇用者数を職業別に、かつ、生産活動と関連づけて読み取ることができる。

② 賃金、就労状況に関する統計

世帯における就業者の状況や、職業別の賃金水準の変化等を把握するための調査が想定される。

例えば、賃金構造基本統計調査では、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態等別に把握している。

③ 人材育成に関する統計

卒業後の進路状況など人材育成と職業との関係を把握するための調査が想定される。

例えば、学校基本調査（卒業後の状況調査）では、大学などの高等教育機関の学科・専攻科等別に卒業後の就労状況を把握している。

④ 労働条件・労働環境に関する統計

安全衛生、福利厚生などの面から労働時間、労働契約の形態、労働災害の派生状況等と職業の関連性を把握するための調査が想定される。

例えば、労働安全衛生調査では、事業所が行っている安全衛生管理、労働災害防止活動及びそこで働く労働者の仕事や職業生活における不安やストレス等の実態について把握している。

⑤ 生活実態に関する統計

生活状況や社会活動などと職業との関係を把握するための調査が想定される。

例えば、社会生活基本調査や国民生活基礎調査では、社会生活の実態や日常生活を職業別に把握している。

(3) 「職業分類は、こうした職業別に～目的に整備した。」(第 3 段落)

職業分類の設定における目的について、公的統計の整備に関する基本的な計画(令和 5 年 3 月 28 日閣議決定)を踏まえた考え方を示している。

職業分類の設定に当たり、上記に掲げた統計ユーザー等のニーズを十分に考慮しつつ、総合的な品質の高い公的統計の整備とその利用の推進を図ることを目的としたことを示している。具体的には、社会情勢や経済の変化を反映した分類項目の見直し、利用者への的確な情報提供に資するための取組などがあげられる。

(4) 「このため、個人が為す各種の～3段階の階層で構築した。」(第 4 段落)

職業分類の設定における考え方の概要を示している。

職業分類では、いわゆる仕事の内容を分析するために「課業」、「職務」の概念を採用している。それぞれ、国際標準職業分類における「tasks and duties」と「job」が対応するものである。

次に、職業分類の分類体系について、経済活動の主体が報酬を対価として、個人に遂行を要求する職務を対象に、主に課業の類似性によって、公的統計の作成と利用における有用性に留意し、3段階の階層で構築したことを説明している。

(5) 「なお、個人や世帯内部の需要のため～反する行為も含まない。」(第 5 段落)

第 4 段落で示した職業分類の対象に含まれない行為を示している。

まず 1 つ目は、「個人や世帯内部の需要のための行為」である。具体的には、家事や家庭菜園の作業、留守番等を行うことによりお小遣いを得た場合などが該当する。職業分類は、財又はサービスの生産と供給を行う産業のために個人が遂行するひとまとめりの課業（職務）を対象にすることから、本要件に合致しない個人や世帯内部の需要のための行為は、職業分類の対象に含まれない。

なお、この考え方は、日本標準産業分類の産業の定義において家計における主に自家

消費のための財又はサービスの生産と供給を含まないこととしていることとも整合的である。

2つ目は「労働の契約に基づくものとみなされない場合や、違法行為及び公序良俗に反する行為」である。具体的には、受刑者の行う刑務作業、強制労働や窃盗、恐喝、とばく、売春、密輸などが該当する。労働契約は、産業と労働者による合意によって成立することから、両者の合意のない行為や民法第 90 条により無効となる違法行為及び公序良俗に反する行為は、職業分類の対象に含まれない。

(6) 「また、職業分類は、上述のとおり～のとみなして適用される。」(第 6 段落)

職業分類の適用の考え方を示している。

職業分類は、1人の人を単位に個人が遂行する職務を通じて適用するが、経済活動の主体と労働者の合意等により報酬が発生しない職務においても職業分類を活用できることを明らかにしている。例えば、産業で必要とされる労働力を把握する公的統計では、報酬の有無に関わらず産業で必要とされる労働力を把握することが望ましく、また、世帯の家計を支える就業者の状況を把握する公的統計では適用対象としないことが望ましい。このような取扱いの違いを考慮し、職業分類では、報酬が発生しない職務においても活用できることを示すにとどめ、その取扱いを各公的統計の目的に応じ判断できるようにしている。

また、個人事業主等については、経済活動の主体である個人と自分自身の間で労働契約などが明確になっていない場合も考えられるが、この場合は自分自身に職務の遂行を要求するものとみなして職業分類を適用できることを明らかにしている。

「第B項 用語の定義」について

1 「第B項 用語の定義」の概要

- 日本標準職業分類において使用する、①課業、②職務、③職業及び④報酬について、定義を整理している。
- これは統計基準である日本標準職業分類の体系を構築するにあたり、使用する用語の定義を明らかにし、概念や区分を整理することで、公的統計作成の客観性、統計相互の比較可能性の確保に資するものである。

2 改正の概要

社会経済情勢の変化に伴い、副業、兼業、ギグワーカーなど多様な働き方の普及が進んでいるところ、設定時に想定し難い働き方などにおいても適切な運用を行うために次の改正を行った。

- ・「課業」を加え、各用語の「任務や作業」を「課業」に改めること
- ・「仕事」から「職務」に改めること
- ・「職務」の意義を改めること
- ・「職業」の意義を改めること
- ・「報酬」の意義を改めること

なお、個々の改正の内容及び理由は事項で示すとおりである。

3 改正の内容及び理由

(1) 「課業」を加え、各用語の「任務や作業」を「課業」に改めることについて

職業分類では、仕事を「一人の人が遂行するひとまとまりの任務や作業」と定めている。

これは、国際標準職業分類 2008 年版 (ISCO-08) において、job を「使用者のためまたは自営で行う場合を含み、1人の人によって行われる、あるいは行われるはずの tasks と duties の集合」と定義していることを踏まえたものである。

これまで職業分類では、ISCO-08 における「tasks」及び「duties」の異なるニュアンスを表すために「作業」及び「任務」を用いてきたが、分かりやすさの観点から「tasks」及び「duties」を区別なく「課業」とし、「個々の作業や任務」とする。

これに伴い、これまで「tasks」及び「duties」に対応させた「任務や作業」を「課業」に改めることとする。

(2) 「仕事」から「職務」に改めることについて

職業分類では、ISCO-08 の「job」に対応する用語として「仕事」を用いてきた。しかしながら、「仕事」は、日常に広く用いられ、その意味の一般的な理解に大き

な幅があることから、用語としての意義を定めることがかえって分かりにくさにつながるおそれがあることから、ISCO-08 の「job」に対応する用語を「仕事」から「職務」に改めることとする。

なお、「仕事」を使用しない理由について、「課業」、「職務」及び「職業」との関係性と併せて本項の最後に記載した。

(3) 「職務」の意義を改めることについて

職業分類では、一人の人が遂行するひとまとめの課業（任務や作業）を「職務（仕事）」と定めていた。これに加え、経済活動を行う法人や個人事業主（経済単位）といった勤務先の数ごとに個人の職務があることを意味するために、冒頭に「一つの経済単位のために」という記載を加えることとする。

(4) 「職業」の意義を改めることについて

職業分類では、職業を「個人が行う職務（仕事）で、報酬を伴うか又は報酬を目的とするもの」と定めていたが、職業分類の体系を整備するにあたって、職業の概念を改めて整理する必要が生じた。

ISCO-08 では、Occupation を「主たる tasks 及び duties の高度の類似性によって特徴付けられる jobs の集合」と定義しているところ、我が国においても同様の考え方方が用いられており職業分類に導入することに支障が少ないとから、この考えに基づき「職業」の意義を改めることとする。

なお、ここでいう「類似性」は、職務に含まれる個々の課業が類似していること、職務を構成する課業の比重が類似することなどを意味する。

(5) 「報酬」の意義を改めることについて

個人が受ける収入で報酬と紛らわしいものについて、これまで列挙していなかつたものも想定されるため、報酬に当たらない収入の考え方を注記として整理した。

(参考) 国際標準職業分類 2008 年版 (ISCO-08) と本項で定める用語の対応関係

ISCO-08	日本標準職業分類	
	改定案	平成 21 年 12 月告示
tasks	課業	作業
duties		任務
job	職務	仕事
occupation	職業	職業 (※)

※日本標準職業分類（平成 21 年告示）における職業の意義が、ISCO-08 における occupation と異なることに留意。

「第C項 分類項目の設定方法」について

1 「第C項 分類項目の設定方法」の概要

- 分類項目の設定の考え方を定めている。
- 職業分類に定める職務の対象範囲を明示した上で、分類項目を定める際の考え方を示している。
- 課業の類似性については、分類体系全般を通じて重視する基準を列挙し、どのような基準に着目して区分し、体系的にまとめたのか明らかにしている。

2 改正の概要

分類項目の設定に当たり、職業分類に定める職務の範囲を定めた。

今般の改定で、「日本標準職業分類の位置付けと役割」を設けたことを踏まえ、類似性の基準を見直した。

その他、用語の定義の改正などに併せた必要な措置を行った。

3 改正の内容及び理由

(1) 職業分類に定める職務の対象範囲について

今般の改定により、「職業」の定義を改めたことに伴い、職業分類に定める職務の対象範囲を本項において「報酬を伴うか又は報酬を目的とする職務を対象」と明示した。

職業分類では、市場に向け財又はサービスの生産と供給を行うために労働力を要する経済活動の主体が、対価としての報酬を約束して、労働者たる個人に遂行を要求する職務を対象に分類項目を体系的に整備するものである。

したがって、個人や世帯内部の需要のための行為は、たとえ一般に仕事と表現されるものであっても、職業分類の対象に含まない。また、受刑者の行う刑務作業や強制された行為など労働の契約に基づくものとみなされない場合や、違法行為及び公序良俗に反する行為も含まない。

(2) 課業の類似性の基準の考え方について

職業分類は課業の類似性によって、職業を体系的にまとめたものである。

この類似性の基準を「日本標準職業分類の位置付けと役割」で整理した統計ユーザー等のニーズを踏まえ、次のとおり定めた。

① 課業の遂行に必要とされる知識又は技能

分類項目を設定する際に、課業の内容に着目した基準である。

職業分類の分類項目は、事業所の産業分類から独立に設けられるものであり、同一の事業所で働いていても、課業の内容から異なる職業に区分される。この課業の内容から職業を判断する際の基準として本基準を設定している。

具体的には、次のような観点で分類項目を整備する。

- ・ 要求される行為の種類
- ・ 要求される行為の裁量性
- ・ 要求される知識、技能、経験など
- ・ 要求される資格や要件の種類
- ・ 使用する道具、機械器具、設備の種類

② 事業所又はその他の組織の中で果たす役割

分類項目を設定する際に、組織における役割に着目した基準である。

例えば、組織の経営方針の決定や組織の業務管理などの課業は、組織における役割や責任に応じたものであることから、これらを判断する基準として本基準を設定している。

具体的には、次のような観点で分類項目を整備する。

- ・ 組織における役割（ロール）、責任の種類
- ・ 同種の行為を行う他者との関係（教育・指導的立場など）

③ 生産される財・サービスの種類

分類項目を設定する際に、課業を通じて生産される財の種類や、サービスの種類に着目した基準である。

例えば、財を生産する場合では、自然界の生物に働きかけるのか、原材料を加工するのかという財の種類、また、サービスを提供する場合に特定少数か不特定多数に向けたものなのかというサービスの種類で課業の違いが発生することから、本基準を設定している。

主に大分類を設定する際に用いることを想定したものであり、中分類以降の設定で用いる場合には日本標準産業分類や生産物分類の内容に留意すること。

従来設定していた「使用する道具、機械器具又は設備の種類」及び「職務に必要とされる資格又は免許の種類」は、上述のとおり、「職務の遂行に必要とされる知識又は技能」に整理されることから本項の記載から削除する。

また、「職務に従事する場所及び環境」は、情報通信技術の発達に伴い従来に比べ、従事する場所が限定されない課業が増加しているなど、働く場所と職務の特徴の関連性が薄まったと考えられることから本項の記載から削除する。

なお、働く場所の違いにより、当該職務の遂行に必要とされる知識又は技能に違いがあるものを異なる職業に設定することを妨げるものではない。

本項で示した類似性の基準は、職業分類の体系全般を通じて分類項目を設定する原則であり、統計調査の実務の面などから、部分的に細分化を図ろうとする場合においては、「職務に従事する場所及び環境」など異なる基準も用いることを排除しない。

第D項 職業分類の構成及び分類符号」について

1 「第D項 職業分類の構成及び分類符号」の概要

- 職業分類の構成や分類符号の表記に係るルールを示したものである。

2 改正の概要

今般、職業分類の分類表の構成及び分類符号の表記の見直しは行わず、見直しにより変更された分類項目数を反映した改正を行った。

また、従来は方針という位置づけの表現であったが、見直した結果を記載している表現に改めた。

3 改正の内容及び理由

(1) 職業分類の構成について

職業分類を大分類、中分類及び小分類の3段階の階層で構成することを示した上で、今般の見直しを踏まえた大分類項目の名称や分類項目数の実態について表形式で表している。

(2) 職業分類の分類符号について

職業分類の設定した分類符号のルールを示している。

今般の見直しに当たっても従来と同様の分類符号の表記としている。

「第E項 職業分類の適用単位」について

1 「第E項 職業分類の適用単位」の概要

- 統計調査及び行政記録情報から得られた職業情報を日本標準職業分類に適用する際の単位を定めている。

2 改正の概要

今般の改正では、適用単位の考え方そのものの見直しはせず、分かりやすさの観点からの変更を行った。

3 改正の内容

(1) 「1人の人を単位として」について

職業分類は、個人を職業別に分類し観察するために用いる統計基準であるため、1人の人を単位に適用する。

このため、分類項目の名称は従事者など人を表す表現を用いている。

(2) 「遂行する職務を通じて適用する」について

職業の定義を踏まえ、職業情報から把握した職務に含まれる主な課業の類似性によって、日本標準職業分類に適用させることを意味する。

具体的な職業の適用方法については、第F項に記載している。